

厚生労働大臣
坂口 力 殿

平成 1 5 年 5 月 6 日
総合規制改革会議
議長 宮内 義彦

資料等提出依頼

4月22日に開催された第6回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限： 5月13日（火） 12：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

．株式会社等による医療機関経営の解禁について

- 1．全国に既に存在する62の株式会社病院において、現に具体的な弊害が発生しているとの事実があるのか、また、あるとすれば、それはどのようなものか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、これらの株式会社病院と同様の形態で、今後、株式会社が医療機関経営に参入した場合、具体的な弊害が発生すると認識されているのか、また認識されているとすれば、それはどのようなものか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

- 2．平成15年2月6日の「規制改革特区ワーキンググループ」に対する貴省の追加資料「株式会社立病院について」について、以下の点をご教示頂きたい。

現存する62の株式会社病院について、

親会社が支援していれば、なぜ貴省の主張するところの「経営主体が株式会社であることに伴う弊害」が発生しないことになるのか、その理由について具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、親会社の関与の度合いと弊害の発生との相関関係について、貴省のご見解を具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

元々は福利厚生目的で設立された株式会社病院であっても、現在は親会社の従業員以外の人を診療しているとの実態もある中で、なぜ貴省の主張するところの「経営主体が株式会社であることに伴う弊害」が発生していないのか、その理由について具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

これらの株式会社病院の患者について、病院毎に、従業員・従業員以外の比率をご教示頂きたい。

本件に関する貴省の具体的な調査事項、調査方法の詳細（文書によるものか、電話によるものかなど）等について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

本件に関し貴省が調査した株式会社病院のリスト、連絡先をご教示頂きたい。

3．4月22日のワーキンググループにおいて、医療法第7条第5項の規定振りについて、貴省から「医療法制定当時、既に株式会社立の病院があったため、このようなものとなった」旨のご説明があった。

このような規定については、「一種の既存不適格が生じる場合には、新たに開設するには許可を与えないことができる」との解釈が法制執務上は通常と考えられるが、なぜ、「株式会社には許可を与えてはならない」との解釈が可能なのか、その根拠を具体的にかつ詳細にご教示頂きたい。

4．医療法第7条第5項の規定に関する解釈として、昭和23年の事務次官通達を政府の正式な見解とすることの適否について、貴省から内閣法制局に対し、見解を求めた事実があるか否かについて、ご教示頂きたい。仮にない場合には、見解を求めずしてこれを政府の正式な立場とすることの妥当性について、貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

5．医療機関への配当が禁止されている中で、特別医療法人・特定医療法人以外の一般の医療法人の理事長の年収は6～7千万円に達すると聞く。この点

につき、貴省として、この実態を具体的にどう把握しているか、理事長の年収の最高金額を含め、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。また、その最高金額の事例が、「配当に類するもの」に当たらないとする根拠を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

6. 貴省が主張する「株式会社は、株主に配当することが本質であるため、医療収入の医療への再投資がおこなわれない」旨のいわゆる「株式会社性悪説」について、何を根拠とする考え方なのか具体的かつ詳細にご教示願いたい。

7. 上記6.の考え方に立ち、「株式会社は営利を目的としているため、公共性・公益性に馴染まない」とすると、株式会社という形態をとる「電気・ガスなどの公益企業」を否定することになるが、これらの公益企業と、医療機関を経営する株式会社とはどこが異なるのか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

8. 株式会社による医療法人への出資について、「株式会社は医療法人に出資することは可能だが、それに伴って医療法人の社員としての議決権を取得することはできない」旨の平成3年1月17日の健康政策局指導課長の回答については、商法等の基本原則との関係で、どのような法理論的な根拠に基づくものか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、上記に関連して、ワーキンググループにおいて言及のあった「社団医療法人の持分、社員権の行使を巡る高等裁判所の判例」についての詳細な情報をご教示頂きたい。

さらに、当該規制が、医療法人経営の安定性に及ぼす影響について、貴省のご見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

9. 平成15年2月27日の構造改革特別区域本部において決定された「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」における表1中「株式会社の医療への参入」について、「規制の特例措置の概要」にある「自由診療」とは何を指すのか、その定義を明確にされたい。

また、本決定によれば、参入の範囲については「自由診療」であり、それ以上の限定はないものと理解されるが、貴省として、今後、「自由診療であって、かつ、例えば高度先端医療であること」などというような医療内容や医療分野等に限定を付すことはない旨明確に確認されたい。

さらに、貴省として、上記のような限定を付すことについて、そもそも可能と考えているのか、または、不可能と考えているのか、どちらか二者択一で、かつ、具体的理由を付した上で、ご回答頂きたい。

10. ワーキンググループにおいて、貴省が提示した資料「医業経営の近代化・

効率化に向けた取組」について、パブリックコメント等の手続きを経た上で貴省の施策として正式に決定したものか、または、未だに正式な決定の段階に至っていないものか、ご教示頂きたい。

11. 一部の医療法人では、事務管理部門、経理、薬の調達等について、株式会社であるいわゆる「メディカルサービス（MS）法人」に行わせているという事実を踏まえ、以下について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

貴省として、こうしたMS法人の実態について、把握しているか。

ワーキンググループにおいて、「MS法人の出資者が医療法人の理事長であり、そこで現実の配当がなされているのであれば医療法上問題である」旨の回答があったが、現に医療法人について行政がチェックしているのは役員の兼任条件だけであるため、資金の医療外流出という問題は現実の医療法人でも起きていると考えられる。こうした点を踏まえれば、株式会社の医療分野への参入を殊更に否定する理由はないのではないかと考えるが、これに対する貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

12. 医療法人による資金調達について、ワーキンググループにおいて貴省が提示された医療機関債（いわゆる「病院債」）は、出資者に発言権もなければ、持分の転売も困難であり、これに対して株式会社が出資するには魅力が乏しいと考えられる。貴省として、これにより実際に十分な資金調達が可能であるか否か、その実現性に関する貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

14. ワーキンググループにおいて、貴省から、「個人開業の医師には免許剥奪などの罰則があるため、医業において利益を得てもそのことは問題とならない」旨の説明があったが、医療法人の場合であっても医業に関する最低限の法規制があることから、これを株式会社にも適用すれば、株式会社が仮に医業に参入しても、個人開業医と同様に問題とならないものとする。この点につき、貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

・職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進について

- 1．求職者からの職業紹介手数料徴収について、「年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者」であれば徴収可能であるが、現在、貴省が検討中の案としている「年収規制を700～800万円」に引き下げた場合、雇用者全体の約何%が対象となるのか、ご教示頂きたい。
- 2．職業紹介事業について、労働者の利益を保護するために、国が無料の職業紹介事業を行う責任があると考えるが、業務の効率性等の観点から、その実施については、包括的な管理運営を含め、民間事業者に大幅に委託すべきではないかとの指摘がある。こうした指摘に対する貴省の見解及びその理由について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
- 3．ワーキンググループにおいて、貴省からの説明によれば、公共職業安定所の独立行政法人への移行については、職業紹介事業と雇用保険事業を一体で行っているため、独立行政法人への移行は困難とされているが、むしろ、これらの事業を切り離すことで、職業紹介事業の民間等への委託が可能となるだけでなく、独立行政法人への円滑な移行も可能となるのではないかとの指摘がある。こうした指摘に対する貴省の見解及びその理由について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

以上

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）（抜粋）

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。